# 医療ZDと完全分業

## 人類の英知に由来:

「人の生命に関わる薬を一人の人物に 任せるのは危険である」

## "To err is human"

- O ZD活動: 過誤を完全ゼロ (Zero defect, ZD) に抑えて患者を護る
  - 〇 必ず医師/薬剤師の順で二人が行う 高度のダブルチェック(クロスチェック)
  - 薬剤師の順が後であること 処方監査 薬剤師が医師を監査する(逆はない) 完全分業の原則

### 薬剤師Ethics(完全分業国)の生まれる具体的行程

○ 薬剤師は、不正行為せず、公正で完璧な監査を行い、 過誤ゼロを確保し、患者のためにベストを尽くす

薬剤師の過誤は故意でなくても許されない(土下座は通じない)

〇 別の2人によるダブルチェック(クロスチェック) (Zero Defect, ZD)医師の処方箋作成一第1チェック薬剤師の処方箋の監査一第2チェック

医療の現場で薬剤師のチェック不可能(診察・調剤の順番固定) では、第2チェックの薬剤師はだれが監査するか 薬剤師自身のEthics—"薬剤師Ethics"→職業基盤

## 「医師は調剤しない」(完全分業)の構成 (先進国)

〇医師の処方

〇薬剤師の調剤 主点は処方監査 "薬剤師Ethics"に裏付けられた調剤 (医薬分業3原則の1)

- (1) 明治7年(1874年) 医制導入、欧米の完全分業を導入 「医師は調剤しない」(薬剤師のProfession存在)
- (2) 医師長谷川泰氏の提案「自分の患者には調剤できる」 明治22年(1889) 公布の薬律付則43条:「医師の調剤」を容認 (薬剤師のProfessionの喪失一薬剤師固有の職能は医師ならOK)
  - (3)明治24年(1891)薬剤師雨宮綾太郎氏 任意分業(医師の調剤)反対案上程、 議会突如解散により廃案(薬事日報、2011/3/9)
  - (4)占領軍司令長官マッカーサー元帥:国際完全分業指導 昭和24年(1949)米国薬剤師使節団 「医師は調剤しない」(完全分業)を勧告(強制医薬分業法) 1950年施行寸前にマ元帥離日と日本医師会の反対で撤回 薬剤師の技能と職能不十分が理由(完全分業の理念に触れず) (日本医師会創立記念誌及び薬学教育協議会50年史)

### 「医師の調剤」容認の日本の薬剤師の現状

☆「医師が居れば薬剤師は要らない」(登録販売者で充分?)

医師法第22条・歯科医師法第21条・薬剤師法19条の例外規定により

(薬科大学・薬学部は一「医師は調剤しない」、完全分業業のためにある)

(憲法・医療法・薬剤師法・学校教育法一完全分業の理念に合致)

☆薬剤師の役割(鑑査機能)を果せず一医・薬対等でない

(1)薬害監視機能:不十分 一 スモン以来の薬害大国(最近も大事故)

(2)過剰薬剤使用(税金の無駄使い)制御機能:不十分

(薬剤師法第24条の処方箋の疑義照会も、不徹底)

#### 完全分業への移行の提言

- 1) 医師法第22条、歯科医師法第21条及び薬剤師法第19条の それぞれの但し書を本文から削除
  - 2) その削除部分を当該各法の付則に移行して3年(またはX年)の 期限付きの「経過措置」として規定
    - 3) それ以外に必要があれば、条件付きの付則に規定(条件が充足できれば許認可は無効、フランスの例)

\_\_\_\_\_

#### 期待される効果

- i) 医師は調剤の負担がなくなるから診察に専念できる 医師は診察だけでも重大負担なのになぜ調剤まで?解消 (非薬剤師に調剤を代行させれば違法 — 摘発例)解消
- ii) 開かれた医療(1) 一処方箋監査の徹底により薬害の防止
- iii)開かれた医療(2)一過剰診療(税金の無駄使い)抑制効果